



Vol.149

トクちゃん新聞

4月号

早く帰宅して娘と勉強しています。



令和2年4月7日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ 現時点の弊社のコロナ対策

日々を追うごとに深刻化しておりますが、対応策を都度更新しています。現時点においては以下の通りです。

徳野



- 風邪の症状があれば4日間自宅待機
- 外勤担当、ノートPCと事務所携帯を毎日持ち帰り
- 不足するノートPC購入
- 自宅からリモート操作でPC操作可能な環境に
- 業務中 マスク着用
- 時差出勤の奨励
- 電話対応時間の短縮
- 万一来備えて、各自の仕事の進捗状況を見える化
- お客様との打ち合わせ用にTV会議システム 試用
- ランチ会・会議時弁当 中止

お客様にはご不便をおかけするところもあり、申し訳なく思います。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◆ 手元資金をしっかり確保

経済対策の施策がいろいろ出ていますが、まずは資金の手当です。**政策金融公庫がかなりスピーディに対応**してくれています。売上減少が大きな企業には金利補給の制度もあります。まずは手元資金をしっかり確保するようにお願いします。景気が回復した時点で余るなら、その時点で返済してしまえばよいです。**金利は安心のためのコスト**と考えていただければ、と思います。

◆ 新型コロナ感染症 情報収集はできる限り上流で

廣島



なかなか収束が見えないことに加え、収束に向かっているのか感染拡大に向かっているのかも分からないほど、正確な情報が手に入りにくい。日々日々情報が変わる中で、既に決まっていること、これから検討されそうなことを整理しておくほうが、意思決定がしやすくなります。

この新聞が発行される4月6日の週には、政府の緊急経済対策が取りまとめられることになっています。

取りまとまるまでの速報や議論の予定については、まだ決まっていないこととして情報整理を、

取りまとまった後の 決まったことについては、政府HPなどのできる限り正確な情報源での確認をよろしくお願いします。

首相官邸HPには、**お役立ち情報をわかりやすく見つけられるページ** というページがあります。https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html

事業をしている場合にも、個人で困った時にも調べやすいページです。

Twitter・ニュース速報等いろいろ情報収集しやすくなりましたが、翻弄されないように、

上流の情報をキャッチしましょう！



◆ 納付の猶予制度について

小笠原



新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化し、国税を納付期限までに納められない場合には、

税務署に申請を行うことにより**最大で1年間の分割納付が認められ、延滞税が軽減又は免除**される猶予制度があります。

納付の猶予制度は、個人・法人を問わず、すべての税目について対象となります。

猶予制度を受けるにあたっては下記の要件を全て満たす必要があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6ヵ月以内に申請書が提出されていること。

また、災害により財産に相当な損失が生じた場合や事業に著しい損失を受けた場合等、

個別の事情についても猶予制度が活用できる場合があります。

未だ収束の目途がたたない中で、ご不安に感じていらっしゃる事業者様が多いと思います。

ご検討される場合はお早めにご相談下さい。



◆ 税務スケジュール(4月)

4月10日(金)

・3月分源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

4月30日(木)

- ・3月分 社会保険料の納付
- ・2月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・8月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・5月・8月・11月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

〈所得税・個人事業者の消費税の振替納税〉

- ・所得税 5月15日(金)へ延長
- ・個人事業者の消費税 5月19日(火)へ延長

喜多



健康保険料の保険料率が改定されます

令和2年3月分(4月納付分)より	現行	改定後
健康保険料率(大阪)	10.19%	10.22%
介護保険料率	1.73%	1.79%

※雇用保険料率の変更はありません

◆使わない消費税区分は非表示にすると探しやすいです

弥生会計の入力で、消費税区分がズラッと沢山表示されるのが煩わしいときはないでしょうか？

弥生会計では使わない消費税区分を表示しないように設定することができます。

弥生会計の上部メニューのから

[設定]→[消費税設定]→[税区分設定]へ。

表示された一覧の中から、非表示にする税区分に✓を入れます。

※リース料や地代家賃など、契約内容によっては5%・8%が継続して適用されていることがありますのでご注意ください。

税区分	略称	サーキー-英字	サーキー-数字	サーキー-他	非表示
課税対応仕入10%	課対仕入10%	SHIRE	51	シレ	<input type="checkbox"/>
課税対応仕入8%(軽)	課対仕入8%(軽)	SHIRE	51	シレ	<input type="checkbox"/>
課税対応仕入8%	課対仕入8%	SHIRE	51	シレ	<input checked="" type="checkbox"/>
課税対応仕入5%	課対仕入5%	SHIRE	51	シレ	<input type="checkbox"/>
課税対応仕入返還(税率自動判定)	課対仕入返	SHIHEN	52	シヘン	<input type="checkbox"/>

選択した税区分が表示されなくなります！

永山



◆ 消費税の、「非課税」と「不課税」って何が違うの？

大熊



『消費税の、非課税と不課税って何が違うの？』

『どちらにしろ消費税はかからないんだから一緒じゃないの？』

皆さまは、こう思ったことありませんか？(私はあります。笑)

その疑問、お答えします。

そもそも…消費税とは、以下のような取引にかかる税金です。

- ①国内で
- ②事業者が
- ③対価を得て
- ④資産の譲渡、貸付、役務の提供を行う

つまり、これら①～④のうち1つでも満たさない取引については、消費税はかかりません。(例：助成金や賠償金。④を満たしません。)これを、『不課税』取引と言います。

ところが…①～④をすべて満たす取引でも、消費税のかからないものがあるのです。

理由としては、

・消費税という税の性格的になじまない

(例：土地の売買。土地は、消費はされませんよね。)

・社会政策的な配慮

(例：住宅の貸付、社会保険医療、検定教科書など。)

これらに当てはまる一定のものについては

消費税はかかりません、と税法で決まっています。

これに当てはまる取引が、『非課税』取引です。

簡単に言うと、こうなります。

- 非課税：消費税の対象だけど、特別に消費税はかかりません。
- 不課税：そもそも対象じゃないので、当然消費税はかかりません。

『なんで、非課税と不課税をわざわざ分けないといけないの？』

という疑問には、また次回以降にお答えできればと思います！

◆ 菜の花畑で深呼吸

岡村



三連休のお彼岸に父のお墓参りへ行ってきました。お正月以来でしたのでまずお墓の掃除をし、きれいなお花を供えて、社会人になった子供達の報告。

帰りに少し離れた夢前町の菜の花畑へ久しぶりに車を走らせると、車中まで甘い香りでいっぱいになり、一面黄色の見事な菜の花が咲いてました。

この菜の花は少し花開くのが早いのですが、2月にある姫路マラソン大会に合わせて咲くように作付けされているらしいです。

大阪ではコロナ対策のため日々マスクですが、ここではマスクを外し花の甘い香りいっぱいの新鮮な空気で深呼吸ができ、元気をもらえました。暖かくなりましたし、早く気軽にお出かけできるようになりたいですね。



◆ クイズ

伊藤



令和2年分の年末調整手続の電子化に向けた取り組みが始まっています。そこで問題です。

年末調整手続の電子化について、正しいものはどれでしょうか？

- ①従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領する
- ②従業員が、国税庁HP等からソフトウェアをダウンロードすることになる
- ③勤務先は、これに伴い給与システムを変更しなければならない

続きは今後のトクちゃん新聞で！

答え ①○ ②○ ③×